

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	289 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	283 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	23 件

大阪国民年金 事案 5954 (事案 78 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

昭和47年9月に夫が会社を退職し、A市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行って以降、私が女性集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と国民年金手帳を渡して納付していたにもかかわらず、同年9月から48年6月までの期間が未納とされていることは納付できないとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、納付を認められなかった。

しかし、当初の申立てにおいて、私は、集金人に国民年金保険料を納付したにもかかわらず、私の国民年金手帳には検認印を押してくれなかった上、当時、同様に未納とされていた夫の昭和48年4月から同年6月までの検認印を集金人が昭和47年度の印紙検認記録欄に押していたと思い込んでいたところ、その後、夫が同期間について申立てを行った際に見つかった昭和48年7月以降の夫婦の領収証書を見て、申立期間当時は、集金人から同様の領収証書を受け取っていたことを思い出した。

当初の申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月までの期間は、私の国民年金手帳には検認印が無く、国民年金保険料を納付していないことは説明を聞いて理解したので再申立てを行わないが、今回の私の申立期間については、夫が保険料の納付を認められたので、私も納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の今回の申立期間については、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納である上、A市は、昭和48年4月以降の国民年金保険料の徴収方法を印紙検認方式から納付書方式に変更しており、申立人の夫の国民年金手帳に検認印が押されていたとする申立人の主張は、この事

実と矛盾しているとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人の夫が申立期間と同一期間について申立てを行った際、夫婦に係る申立期間直後の昭和 48 年 7 月以降の A 市の集金人が発行した領収証書が提出されており、これは、申立期間が、A 市による規則検認が開始された直後の期間であることなどを踏まえると、申立人が、当初の申立てにおいて、申立期間が印紙検認であったと主張していた約 40 年前の記憶を打ち消す新たな資料として認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、提出のあった領収証書のうち、同じ納付期間に係る夫婦の領収証書の納付日及びその後の夫婦の納付状況が一致していることから、規則検認後は、基本的に申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものと考えられるところ、申立人の夫の当該期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

さらに、申立期間後は、夫婦共に、申立人の夫の事業業績が悪化したとして免除が開始される直前の昭和 60 年 6 月まで、一部の免除期間を除いて国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から同年9月まで

当時における私の国民年金に関しては、母が全て管理しており、私には具体的な国民年金保険料の納付状況は分からないが、市役所の集金人が保険料を徴収に来ていたことはよく覚えている。

ねんきん特別便が届き、国民年金手帳に集金人の検認印が確認できる申立期間が未納と記録されていたので、年金事務所で相談したところ、国民年金保険料を納付していたことは認めてくれたが、集金人に納付できない期間の保険料であるので還付すると言われた。保険料を納付した証拠があるのに、今になって当時の保険料額で還付すると言われても納得できない。

申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和36年7月から同年9月までの申立期間の国民年金保険料について、当該年度を過ぎた38年9月10日に、本来徴収することができない市役所の集金人に納付したことを示す検認印が確認できるが、申立人の特殊台帳等において当該保険料を還付した事跡が見当たらないことから、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親が申立期間に係る保険料相当額を納付していたことは明らかである。

また、申立期間直前の昭和36年4月から同年6月までの期間には、37年3月27日付けの市役所の検認印が確認できるとともに、当該期間は国民年金保険料の納付済期間として記録されていることから、申立人のみならず、誰しも同じ市役所の検認印がある申立期間の保険料について納付済みと認識するのは自然である。

さらに、行政側には本来集金人が徴収できない申立期間の国民年金保険料を

徴収したという誤りがあり、このため、当該保険料相当額は、それが納付されてから約 50 年間の長期間にわたり行政側の歳入金として取り扱われ、この間、申立人は、当該国民年金手帳を大切に保管している上、平成 22 年 2 月 26 日になって行われた当該期間に係る保険料還付決議に対して、還付金の受領を拒否していることなどを踏まえると、申立人の年金受給に対する期待と信頼は確保されるに値するものと認められるところであり、申立期間に係る保険料について、制度上、納付できない納付先で納付していることを理由に納付を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和49年6月に厚生年金保険を脱退し自営業を始めたので、夫婦で国民年金に加入した。その後、3か月ごとに集金人が私の店へ来たので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎回必ず納めた。ところが、ねんきん定期便で申立期間が未納であることを初めて知った。年数もかなり経過し、引っ越しもしており、領収証等は今は持っていないが、必ず納めているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、夫婦と一緒に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和49年6月に国民年金に加入して以降、60歳に達するまでの加入期間394か月については、申立期間の3か月間を除き未納はなく、夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も加入期間391か月の保険料を完納しており、夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間の前後は納付済みであり、夫婦共に納付済期間の全てを現年度納付していることから、申立人及びその妻の納付意識の高さを踏まえると、加入直後の3か月間と短期間である申立期間について、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

私は、昭和49年9月に会社を退職後、実家に戻ったことを契機に、自身でA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。以降、私が婚姻するまで国民年金保険料の納付は母親に任せており、母親が、自身の保険料と私の保険料を合わせて地域の集金人に納付していた。また、私が婚姻するまでに母親から私の保険料について「保険料を納め直したことがある。」と言っていたことを覚えている。

最近になって、未納期間があると分かったほか、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料が、定額保険料とされていたので、付加保険料を含めた金額が記載されている昭和51年度の国民年金保険料領収証を年金事務所に示して、平成23年に申立期間直後の納付記録が訂正された。

申立期間直後の納付記録がずさんであり、私のA市の年金記録は正しく記録されていなかったと思うので、申立期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入期間442か月のうち（平成23年7月まで）申立期間を除き未納は無い上、申立人の国民年金保険料の納付を任されていた申立人の母親は、国民年金制度発足以降の保険料を完納しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続は、この頃に行われたことが推認でき、払出時点からすると、申立期

間は過年度納付が可能である上、この当時の過年度納付の取扱いについて、A市は不明としているものの、B年金事務所によると、当時のA市では、過年度保険料について集金人が集めることもあり、未納があれば納付勧奨を行っていたと聞いていると回答しており、申立人の母の納付意識の高さを踏まえると、申立人に係る国民年金保険料について過年度納付したと考えることも不自然さはない。

加えて、申立期間直後期間の昭和51年度国民年金保険料について、A市の被保険者名簿では定額保険料納付となっているのを、申立人が所持する同年度の「国民年金保険料領収証」により付加保険料の納付が確認できたことから、記録が訂正されており、A市での納付記録の管理に不備が生じていた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年12月まで

私は、昭和54年の年末に実家に帰った際、祖母から国民年金の大切さを教えられ、これに加入することを決め、手続するのを忘れてしまわないように年明けに加入手続を行うことにした。

A市の国民年金の窓口で加入手続を行った後は、同市役所近くの趣味の教室に通っていたこともあって、その機会を利用して同市役所の窓口で国民年金保険料を納付書で納付した。

納付の際に使った納付書は最初にもらったものは3枚つづりの薄い用紙で氏名が手書きされており、2回目以降は氏名が印字されていたと覚えている。国民年金保険料の納付に同市役所へ行った時、一緒に連れて行った、当時2歳の長男が行った出来事をはっきり覚えていることから間違いない。

申立期間が未納期間とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入について、昭和54年の年末に実家の祖母に勧められ、加入手続を忘れてしまわないように年明けには手続を行うこととしていたところ、オンライン記録によると、申立人は、任意加入被保険者資格を55年1月に取得していることが確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人は、申立期間におけるA市役所での国民年金保険料の納付に関して、納付書の様式及び保険料月額について、一緒に連れて行った長男が行った出来事を交えて具体的に陳述しているところ、納付書は当時同市が使用していた納付書の様式と符合し、保険料月額も当時の額と大きな差はないなど、申立内容に全体として不自然さは見当たらないほか、わざわざ国民年金に任意加入しながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月、同年5月及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで
② 平成2年4月及び同年5月
③ 平成6年3月

私は、A市役所へ行った時、窓口で勧められるまま国民年金に加入した。加入手続をいつしたのかは覚えていないが、国民年金保険料は毎月市役所の窓口で納付し、何か月か納付が遅れた時は店まで集金に訪れた市の女性集金人にまとめて納めたこともあったと思う。

年金手帳は紛失し、申立期間の確定申告書控えも残っていないが、私は今まで税金など全てきっちり納めており、仕事も順調で国民年金保険料の納付に苦労した覚えはなく、きっちり納め確定申告書に記入していた記憶があるので、調査の上、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の納付記録を見ると、昭和50年4月から60歳期間満了までの約25年間の国民年金の加入期間について、申立期間②及び③を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、申立期間直後の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料は過年度納付されているが、申立人の納付記録を見ると、納付を開始して以降、年度当初に未納はなく、申立期間②直前の5年間は現年度納付されており、申立期間③については、前後が現年度納付されているところ、申立期間②及び③の前後を通じて仕事に変化はないなど申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、それぞれ2か月、1か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を納付した

と考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人はA市役所で加入手続をしたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和52年11月頃に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人には、47年1月頃にB社会保険事務所（当時）から払い出されたと推認できる別の手帳記号番号があり、国民年金被保険者資格を45年9月2日に取得し、47年3月6日に資格を喪失していることが確認でき、加入期間に納付記録は無い上、申立期間①は未加入期間となっており、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人からは、国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月、同年5月及び6年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年3月9日から同年4月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年4月30日から同年6月9日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月9日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年4月及び同年5月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月9日から同年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年6月9日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。また、同社には平成10年6月8日まで勤務したのに、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。

給与明細書を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年5月30日）より後の平成10年7月15日付けで、同年3月9日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

しかし、申立人から提出された申立期間の給与明細書を見ると、申立人は、標準報酬月額30万円に相当する保険料を控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人がA社B営業所の同僚であったと申し立てている二人についても、申立人と同日付で、標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記の記録によれば、申立人は、A社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②については、申立人提出の給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社B営業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年5月30日以降の同年7月16日付で、同年4月30日に遡って被保険者資格を喪失した旨記録されていることが認められる。

さらに、商業登記の記録により、A社は昭和45年2月*日に設立されていることが確認できることから、申立期間当時は法人事業所であれば従業員数が一人であっても適用事業所としての要件を満たしていることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、当該事業所の適用事業所でなくなった日を平成10年5月30日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年6月9日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 9 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 36 年 3 月 16 日から 42 年 5 月 3 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和43年4月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある2回の被保険者期間と申立期間の後に有る1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間の後にある1回の被保険者期間は申立期間である2回の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、申立人は、前述の脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から約1か月半後に、別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年9月9日から28年7月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は26年9月9日、資格喪失日は28年7月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から29年12月1日まで
② 昭和32年10月1日から33年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和26年9月9日、資格喪失日は28年7月28日）が確認できるところ、申立人は、「A社ではC業務に従事するため、実際の年齢より上の年齢を事業所に伝えていたと思う。」と陳述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る申立人の兄弟二人の生年月日を見ると、いずれも戸籍謄本で確認できる生年月日より約1年以上前の日を生年月日として記録されていることが確認できる

ことから、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年9月9日、資格喪失日は28年7月28日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和26年6月1日から同年9月9日までの期間及び28年7月28日から29年12月1日までの期間については、A社は同年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の申立期間当時の事業主の氏名が確認できないことから、同人から、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、D県E市にあったB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、B社における同僚一人の名字しか記憶していないことから、申立期間当時の事業主及び従業員の連絡先を確認することができず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和42年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月4日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は同社D営業所から同社C営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和42年7月31日にA社D営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の人事記録以外の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額(オンライン記録は、9万8,000円)が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人がA社に係る被保険者資格を喪失した日(平成3年5月21日)より後の平成5年3月29日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、3年4月1日に遡及して53万円から9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は事業不振のため、当時多額の社会保険料を滞納し、納付計画をめぐり、社会保険事務所と交渉を重ねていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の減額訂正処理日の翌日である平成5年3月30日付けで、A社の取締役及び従業員合わせて12人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は昭和55年7月21日から平成3年5月20日まで同社の取締役であったことが確認できる。遡及訂正処理が行われた時期は、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約1年10か月後の5年3月29日付けであることが確認できる。また、上記滞納処分票を見ても、同社側の交渉担当者として申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、3年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があつたとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があつたとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月1日から56年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額の記録を、54年2月から同年5月までは19万円、同年6月は20万円、同年7月から同年10月までは22万円、同年11月から55年3月までは20万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月から56年1月までは22万円、同年2月から同年9月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から57年1月31日まで

私は、昭和53年8月1日から57年1月30日までの期間及び平成2年1月6日から18年11月15日までの期間について、A社において正社員として勤務した。

A社で勤務した期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、所持する給料支払明細書で確認できる給与支給額より低い金額となっている。

給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額

のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和54年2月、同年6月、同年7月、同年10月、55年1月、同年4月、同年6月、同年8月及び56年1月の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、54年2月は19万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年10月は22万円、55年1月は20万円、同年4月は26万円、同年6月は24万円、同年8月及び56年1月は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和54年3月から同年5月まで、同年8月及び同年9月、同年11月、同年12月、55年2月及び同年3月、同年5月、同年7月、同年9月から同年12月までの期間については、給料支払明細書等の提出はないものの、申立人は、「当該期間も継続して勤務しており、給与支給額に特段の変化はなかった。」と陳述している上、前述の期間において、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から算出される標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることなどから判断すると、当該期間の給与についても、その前後の月の給与支給額のうち、少なくとも低い方の額が支給され、その給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、昭和54年3月から同年5月までは19万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年11月、同年12月、55年2月及び同年3月は20万円、同年5月は24万円、同年7月、同年9月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和56年2月から同年9月までの期間についても給料支払明細書等の提出はないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、同年12月7日に増額訂正（12万6,000円から16万円に）されていることを踏まえると、標準報酬月額の算定の基礎とされる同年5月から同年7月までの期間は、16万円の給与が支給されていたことがうかがえるほか、前述の期間において、給与支払明細書で確認できる保険料控除額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることなどから判断すると、申立人は、同年2月から同年9月までの期間において、少なくとも16万円の給与が支給され、同額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間の標準報酬月額は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人及び同僚提出の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届

け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年8月から54年1月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間について、事業主は、「当時の資料は無く、給与支給額及び厚生年金保険料の控除額については、不明。」と回答しているほか、申立人は、当該期間の給料支払明細書等を所持していないため、当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができなかった。

このほか、当該期間において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和53年8月1日から54年2月1日までの期間及び56年10月1日から57年1月31日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年8月12日、同年12月26日、16年8月12日、同年12月26日、17年8月12日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、15年8月12日、同年12月26日、16年8月12日及び同年12月26日は1万4,000円、17年8月12日は19万円、同年12月26日は18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月26日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月26日

申立期間にA社から賞与が支給され、給料支払明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、私の年金記録に反映されていない。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれ

それに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月12日、同年12月26日、16年8月12日及び同年12月26日は1万4,000円、17年8月12日は19万円、同年12月26日は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が得られない上、A社の社会保険事務を受託していた会計事務所も、当時の資料を保管していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年11月26日は61万5,000円、16年6月28日は63万4,000円、同年11月26日は84万6,000円、17年6月28日は110万6,000円、同年11月28日は119万4,000円、18年6月28日は134万1,000円、同年11月28日は129万6,000円、19年6月25日は112万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月26日
② 平成16年6月28日
③ 平成16年11月26日
④ 平成17年6月28日
⑤ 平成17年11月28日
⑥ 平成18年6月28日
⑦ 平成18年11月28日
⑧ 平成19年6月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社からB社に出向していた申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、平成15年11月26日は61万5,000円、16年6月28日は63万4,000円、同年11月26日は84万6,000円、17年6月28日は110万6,000円、同年11月28日は119万4,000円、18年6月28日は134万1,000円、同年11月28日は129万6,000円、19年6月25日は112万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入するC厚生年金基金は、「A社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当基金を經由して社会保険事務所(当時)に提出することになっていたが、当基金においても申立期間の賞与の記録及び関係資料が無いことから、同社は社会保険事務所への届出資料を提出していないと考えられる。」としているところ、A社の事務担当者も、「会社、基金及び健保において、届出書がなければ、賞与支払届を出していないことになる。」旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年11月26日、16年6月28日、同年11月26日、17年6月28日、同年11月28日、18年6月28日、同年11月28日及び19年6月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月1日及び同年11月26日は60万3,000円、16年6月28日は60万6,000円、同年11月26日は80万9,000円、17年6月28日は103万2,000円、同年11月28日は111万5,000円、18年6月28日は129万4,000円、同年11月28日は125万1,000円、19年6月25日は108万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年11月26日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年11月26日
⑤ 平成17年6月28日
⑥ 平成17年11月28日
⑦ 平成18年6月28日
⑧ 平成18年11月28日
⑨ 平成19年6月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社とB社との合弁会社に出向していた申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、平成15年7月1日及び同年11月26日は60万3,000円、16年6月28日は60万6,000円、同年11月26日は80万9,000円、17年6月28日は103万2,000円、同年11月28日は111万5,000円、18年6月28日は129万4,000円、同年11月28日は125万1,000円、19年6月25日は108万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入するC厚生年金基金は、「A社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当基金を経由して社会保険事務所(当時)に提出することになっていたが、当基金においても申立期間の賞与の記録及び関係資料が無いことから、同社は社会保険事務所への届出資料を提出していないと考えられる。」としているところ、A社の事務担当者も、「会社、基金及び健保において、届出書がなければ、賞与支払届を出していないことになる。」旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月1日、同年11月26日、16年6月28日、同年11月26日、17年6月28日、同年11月28日、18年6月28日、同年11月28日及び19年6月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を63万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、63万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入するB厚生年金基金は、「A社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当基金を經由して社会保険事務所(当時)に提出することになっていたが、当基金においても申立期間の賞与の記録及び関係資料が無いことから、同社は社会保険事務所への届出資料を提出していないと考えられる。」としているところ、A社の事務担当者も、「会社、基金及び健保において、届出書がなければ、賞与支払届を出していないことになる。」旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月1日及び同年11月26日は51万6,000円、16年6月28日は52万6,000円、同年11月26日は70万1,000円、17年6月28日は92万3,000円、同年11月28日は99万7,000円、18年6月28日は112万1,000円、同年11月28日は108万4,000円、19年6月25日は95万8,000円、同年12月14日は47万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年11月26日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年11月26日
⑤ 平成17年6月28日
⑥ 平成17年11月28日
⑦ 平成18年6月28日
⑧ 平成18年11月28日
⑨ 平成19年6月25日
⑩ 平成19年12月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社からB社に出向していた申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、平成15年7月1日及び同年11月26日は51万6,000円、16年6月28日は52万6,000円、同年11月26日は70万1,000円、17年6月28日は92万3,000円、同年11月28日は99万7,000円、18年6月28日は112万1,000円、同年11月28日は108万4,000円、19年6月25日は95万8,000円、同年12月14日は47万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入するC厚生年金基金は、「A社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、当基金を経由して社会保険事務所(当時)に提出することになっていたが、当基金においても申立期間の賞与の記録及び関係資料が無いことから、同社は社会保険事務所への届出資料を提出していないと考えられる。」としているところ、A社の事務担当者も、「会社、基金及び健保において、届出書がなければ、賞与支払届を出していないことになる。」旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月1日、同年11月26日、16年6月28日、同年11月26日、17年6月28日、同年11月28日、18年6月28日、同年11月28日、19年6月25日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年11月から12年7月までは28万円、同年8月は30万円、同年9月から13年2月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から13年3月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が15万円と記録されており、実際に受け取っていた給与額よりも低額になっていることが分かった。当時の源泉徴収票等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る所得税の確定申告書控え、給与所得の源泉徴収票及び市・県民税納税通知書並びに雇用保険の加入記録における離職時賃金日額において確認できる給与所得及び保険料控除額から判断して、平成11年11月から12年7月までは28万円、同年8月は30万円、同年9月から13年2月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を、それぞれ同年6月25日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月28日から同年11月1日まで
② 昭和42年3月1日から同年5月20日まで
③ 昭和44年6月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和41年10月までC社で勤務したのに、同年2月28日までの加入記録しかない。

申立期間②については、昭和42年3月からD社で勤務したのに、加入記録は同年5月20日からしかない。

申立期間③については、A社から関連会社であるB社の設立に併せて、同社へE職として異動した時期である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、A社とB社の双方で厚生年金保険の加入記録があり、申立人同様にB社設立に伴って異動したと考えられる複数の元同僚の陳述及び商業登記の記録から判断すると、申立人が申立期間も同一グループ企業であるA社又はB社で継続して勤務し(昭和44年6月25日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和44年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和44年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、商業登記の記録によれば、同社は同年6月*日に設立されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった日に24人が資格を取得していることが確認できるところ、そのうち11人は申立人と同日の同年6月21日にA社で資格を喪失しており、同社からB社への異動者と考えられること、及びそのうちの一人が、「B社では、設立当初から20人ないし30人の従業員が勤務していた。」と陳述していることから、同社は、申立期間のうち、同年6月25日以後の期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、昭和41年10月までC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、C社は、申立人が同社で被保険者資格を喪失した日と同日の昭和41年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない上、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は同僚の名前を覚えていないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に資格を喪失している元従業員15人(申立人を除く。)のうち連絡先の判明した9人に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人は、昭和42年3月からD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は、昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録においても同年7月*日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚からは照会に対して回答が無く、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員13人（前述の同僚を除く。）に照会し7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないため、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが、ねんきん定期便により分かった。私が保管している申立期間の賞与明細書を見ると、保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の賞与支払明細書から、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 11956

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成19年10月から同年12月までは32万円、20年1月から同年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年10月1日から20年7月31日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低くされていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を本来の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書並びに平成19年分給与所得の源泉徴収票等により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、同年10月から同年12月までは32万円、20年1月から同年6月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から同年4月1日まで
② 平成5年4月1日から同年6月24日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。同社における加入記録は平成5年4月1日から同年6月24日までとなっており、被保険者期間の月数は2か月となっている。しかし、当時の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料は同年3月から同年5月までの3回にわたって控除されているので、申立期間①も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、年金事務所に記録されている標準報酬月額が実際の給与額と大きく異なっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給料支払明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていると申し立てている。

しかし、申立人提出の申立期間に係る給料支払明細書を見ると、給与額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料については、オンライン記録どおりの標準報酬月額（15万円）に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11958 (事案 10754 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年4月1日）及び資格取得日（昭和45年10月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、44年4月から45年2月までは1万8,000円、同年3月及び同年4月は3万3,000円、同年5月は2万8,000円、同年6月及び同年7月は3万3,000円、同年8月は3万9,000円、同年9月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年10月21日まで

私は、昭和41年6月13日から48年2月18日まで、親族が経営するA社に住み込みで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間も同社で勤務していたことは推定できるものの、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは認められないとして、申立ては認められなかった。

今回、申立期間途中の昭和45年3月から退職までの期間に係る保険料控除が確認できる給料支払明細表が見つかったので、提出する。また、申立期間のうち同年2月以前の期間についても、保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の回答及び同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推定できるものの、i) 同社は、「申立人は、事業主の自宅を兼ねた社屋に住み込み、C業務のほか、会社の業務に従事していたが、申立期間頃に一時期、事業主夫婦と一緒に社屋から離れた場

所に転居していた。この転居期間については、申立人の業務は、会社の業務よりもC業務が中心であるとの認識から、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨回答している、ii) 同社は、申立期間中の昭和44年9月1日にB健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合の加入記録から、申立人が被保険者資格を取得した日は、同社における厚生年金保険被保険者資格の再取得日と同日の45年10月21日であることが確認できる、iii) 雇用保険の加入記録から、申立人は、44年3月31日に離職した後、45年10月21日に同社において雇用保険に再加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致しており、このほかに申立期間における保険料控除をうかがわせる周辺事情等は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の決定後に、申立期間途中の昭和45年3月から退職までの期間に係る給料支払明細表が見つかったとして提出しているところ、当該明細表から、申立人が、申立期間のうち、同年3月1日から同年10月21日までの期間もA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月1日から45年3月1日までの期間については、申立人から給料支払明細表の提出はないが、A社は、「申立人は、申立期間を通して同じ勤務形態であった。」としていることから判断すると、申立人は、当該期間も同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年3月の社会保険事務所(当時)の記録及び給料支払明細表により認められる保険料控除額から、同年4月から45年2月までは1万8,000円、同年3月及び同年4月は3万3,000円、同年5月は2万8,000円、同年6月及び同年7月は3万3,000円、同年8月は3万9,000円、同年9月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に給料支払明細表を送付し改めて確認したところ、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から45年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和55年9月は11万8,000円、同年11月から57年4月までは15万円、同年5月から同年7月までは16万円、59年7月から同年9月までは17万円、60年6月から同年8月までは19万円、同年9月は22万円、平成元年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月20日から同年5月1日まで
② 昭和38年5月30日から41年6月1日まで
③ 昭和44年10月3日から平成8年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②については、A社に勤務していた期間のうち、当該期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和36年7月から44年9月まで一度も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間③については、B社(現在は、C社)に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額より低く記録されていることが分かった。申立期間のうち給与支払明細書を所持している期間については提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和55年9月、同年11月、同年12月、56年2月から同年7月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、57年2月から同年5月までの期間、59年7月、同年9月、60年6月から同年9月までの期間及び平成元年9月に係

る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、昭和 55 年 9 月、同年 11 月、同年 12 月、56 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間、57 年 2 月から同年 5 月までの期間、59 年 7 月、同年 9 月、60 年 6 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 9 月の各月は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

また、給与支払明細書が無い昭和 56 年 1 月、同年 8 月、57 年 1 月、同年 6 月、同年 7 月及び 59 年 8 月の各月については、その前後の期間に係る給与支払明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月は 11 万 8,000 円、同年 11 月から 57 年 4 月までは 15 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 16 万円、59 年 7 月から同年 9 月までは 17 万円、60 年 6 月から同年 8 月までは 19 万円、同年 9 月は 22 万円、平成元年 9 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の標準報酬月額は、実際に支払っていた報酬月額よりも低い額で届出を行っていた。」旨回答している上、昭和 55 年 9 月、同年 11 月、同年 12 月、56 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間、57 年 2 月から同年 5 月までの期間、59 年 7 月、同年 9 月、60 年 6 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 9 月について、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月、57 年 8 月から 59 年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 60 年 5 月までの期間、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間、同年 5 月から 62 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 6 月から

同年8月までの期間、同年12月から63年6月までの期間、同年11月から平成元年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月、2年4月、同年5月、同年11月及び4年10月については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額以上であることが確認できるものの、当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致、又は下回っており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

他方、給与支払明細書が無い期間のうち、昭和44年10月から55年8月までの期間及び平成4年11月から7年12月までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、前述の事業主は、「当社は平成18年7月に法人化しており、個人事業所であった申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の当該期間における保険料控除等を確認できない。」と陳述している。

また、給与支払明細書が無い期間のうち、昭和59年11月、61年4月、62年3月、同年5月、同年9月から同年11月までの期間、63年7月から同年10月までの期間、平成元年4月、同年11月、2年1月から同年3月までの期間、同年6月から同年10月までの期間及び同年12月から4年9月までの期間については、それぞれその期間の前後の月において、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額のいずれか低い方の標準報酬月額はオンライン記録と一致、又は下回っていることが確認できることから、当該期間についても、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたものと推認できる。

このほか、申立人が昭和44年10月から55年8月までの期間、59年11月、61年4月、62年3月、同年5月、同年9月から同年11月までの期間、63年7月から同年10月までの期間、平成元年4月、同年11月、2年1月から同年3月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、2年12月から4年9月までの期間及び同年11月から7年12月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「昭和36年7月に、D市（現在は、E市）に所在するA社に入社し、44年9月に退社するまで、途中で辞めることなく継続して勤務した。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和

37年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「F社は仕事で訪問したことはあるが、勤務したことはない。」として、昭和36年のA社入社当時の同僚の名字を挙げているものの、同事業所に係る前述の被保険者名簿において、当該同僚は、申立人と同日の37年5月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該従業員は、A社で資格を取得する前の昭和35年11月2日にF社で資格を取得しており、申立人と同日の37年2月20日に資格を喪失していることが確認できることから、A社は、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は従業員をF社において加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和55年12月1日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、昭和36年7月1日から37年2月20日までの期間において、F社において被保険者記録があるが、同事業所も61年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立期間において、既に厚生年金保険の適用事業所となっていたF社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録のある従業員7人のうち、所在の判明した3人に照会を行い、3人から回答を得られたが、いずれの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る陳述を得ることはできなかった。

加えて、当該回答を得られた3人は、いずれも、A社ではなく、F社の従業員であったとしているところ、3人共に申立人と同日に資格を喪失しておらず、一方の申立人が名字を記憶しているとして挙げた同僚は、申立人と同日にF社において資格を喪失していることから、申立期間当時、A社の従業員は、何らかの事情により被保険者資格を喪失させられたと考えられる。

申立期間②について、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、A社は、昭和55年12月1日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、確認することはできない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある従業員10人のうち、所在が判明した2人に照会したところ、1人は申立人を記憶しておらず、残る1人については、申立人の名字は記憶しているものの、勤務期間については特定できないとしており、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られ

なかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和59年5月は36万円、同年8月は34万円、61年9月は38万円、62年9月は41万円、63年4月から同年9月までは44万円、平成元年4月から同年9月までは47万円、8年3月から12年5月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から平成12年6月21日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低く記録されている期間があることが分かった。特に、平成8年3月から12年5月までの期間における標準報酬月額は、低い記録とされている。給与明細書は保管していないが、毎月の給与明細書から給与支給額及び保険料控除額等を詳細に転記した家計簿を保管しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、申立期間当時の給与明細書は、平成15年頃に処分しようと思い給与明細書の各項目の内容を正確に転記したデータを紙媒体に印刷し

たとして、パソコン用表計算家計簿ソフトで作成したとする家計簿及び当該ソフトのCD-ROMを提出している。

そこで、当該パソコン用表計算家計簿ソフトの製造販売元に確認したところ、当該ソフトは家計簿作成当時においては発売から6年程度経過しており、広く一般に普及したとしており、申立人の陳述と符合する。

また、申立人提出の当該家計簿は、作成した平成15年頃に紙媒体に印刷の上、クリアファイルにまとめて保管していたとしているところ、合計19枚にわたって家計簿の内容が印刷されたA4サイズの内紙には、それぞれ印刷した年月日が印字されており、その各々の用紙の裏面には、同年当時の申立人の次女の学校行事等に係る印刷が施されていることから、申立人の陳述どおり、同年当時に作成されたものと推認される。

さらに、申立人は、「平成8年3月から12年5月までの期間における標準報酬月額については、報酬月額より著しく低い記録とされていることから不信に思っていたが、8年3月より前の期間については、おおむね当時の報酬月額に見合う標準報酬月額になっていると思う。」としているところ、申立人の標準報酬月額は、平成8年3月に従前の30等級(59万円)から20等級(32万円)に大幅に引き下げられていることがオンライン記録により確認できる。一方、同年3月より前の期間について、オンライン記録及び家計簿に記録された保険料額に見合う標準報酬月額を照査してみると、一部期間(合計26か月)については最小で1等級、最大で6等級の誤差が生じているものの、それ以外の期間については符合していることから、当該家計簿(ファイル)は、申立人の陳述どおり、当時の給与明細書を元に作成されたことがうかがえる。

加えて、同僚一人が所持している平成8年3月から12年6月までの期間に係る給与明細書(平成8年12月を除く。)によると、同人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の家計簿(ファイル)において確認できる保険料控除額から、昭和59年5月は36万円、同年8月は34万円、61年9月は38万円、62年9月は41万円、63年4月から同年9月までは44万円、平成元年4月から同年9月までは47万円、8年3月から12年5月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないものの、昭和59年5月、同年8月、61年9月、62年9月、63年4月から同年9月までの期間、平成元年4月から同年9月までの期間及び8年3月から12年5月までの期間について、家計簿(ファイル)において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、家計簿(ファイル)で確認できる保険料控除額

に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 7 月、同年 9 月から 61 年 8 月までの期間、同年 10 月から 62 年 8 月までの期間、同年 10 月から 63 年 3 月までの期間、同年 10 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 10 月から 8 年 2 月までの期間については、当該家計簿（ファイル）で確認できる報酬月額、又は保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額、又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和51年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から平成10年12月1日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と比較して大幅に相違していることが分かった。

申立期間のうちの一部期間の給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社から受け取っていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和51年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成13年2月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は当時の資料を保管していないことから不明であるとしており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、上記給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和48年8月から同年10月までの期間、同年12月から49年7月までの期間、同年9月から51年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、52年2月及び平成10年7月から同年10月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間において控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和48年2月から同年7月までの期間、同年11月、49年8月、52年1月、同年3月から平成10年6月までの期間及び同年11月については、申立人から給料支払明細書の提出は無い上、A社は13年2月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和48年2月から51年8月までの期間、及び同年10月から平成10年11月までの期間において申立人の主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月21日は87万5,000円、同年12月15日は85万4,000円、18年7月15日は72万円、20年12月16日は88万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月21日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月15日
④ 平成20年12月16日

「ねんきん定期便」の記録を見ると、平成17年7月、同年12月、18年7月及び20年12月の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書が残っており、そこから厚生年金保険料も控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出のあった賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月21日は87万5,000円、同年12月15日は85万4,000円、18年7月15日は72

万円、20年12月16日は88万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月21日、同年12月15日、18年7月15日及び20年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は18万9,000円、16年7月26日及び同年12月27日は19万円、17年7月27日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成16年7月26日
③ 平成16年12月27日
④ 平成17年7月27日

日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」を見ると、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

申立期間について、賞与の支払と厚生年金保険料の控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出のあった賞与支給明細書及びA社から提出された源泉徴収簿において確認できる保険料

控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 18 万 9,000 円、16 年 7 月 26 日及び同年 12 月 27 日は 19 万円、17 年 7 月 27 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低額とされている。給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書控えを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成11年1月から同年10月分までの給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が適用事業所ではなくなった当時の事業主に照会したが「当時の事情について不明。」である旨回答があり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月25日は44万5,000円、同年12月25日は52万5,000円、20年7月25日は73万6,000円、同年12月25日は37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月25日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及び賞与振込口座取引明細書等から、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年7月25日は44万5,000円、同年12月25日は52万5,000円、20年7月25日は73万6,000円、同年12月25日は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を110万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

年金事務所の記録では、A社から平成17年7月8日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書から、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月8日は110万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月25日は54万1,000円、同年12月20日は73万6,000円、18年7月25日は54万1,000円、同年12月20日は63万6,000円、19年7月25日は54万1,000円、20年12月22日は63万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成20年12月22日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは、賞与支払明細書から確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及び事業所提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月25日は54万

1,000円、同年12月20日は73万6,000円、18年7月25日は54万1,000円、同年12月20日は63万6,000円、19年7月25日は54万1,000円、20年12月22日は63万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月20日、19年7月25日、20年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月14日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年1月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月1日から53年4月1日まで
② 昭和53年7月26日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和51年8月1日から53年8月末までA社の寮に住み込みで勤務し、B業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる元取締役及び元従業員の陳述並びに申立人が同社の寮と一緒に住み込みで勤務した同職種の同僚として名前をあげた元従業員の被保険者資格の喪失日から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月14日から53年4月1日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる二人は、「A社では、正社員であれば、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している上、前述の元取締役は、「B職の資格要件はなく、実務経験が無いことを理由に試用期間を延長したり、厚生年金保険に加入させない取扱いをするよ

うなことはなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の元取締役が陳述した申立期間当時のA社の従業員数は、社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致するため、当時の同社では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月14日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の元従業員の標準報酬月額の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和53年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年1月から53年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和51年8月1日から52年1月14日までの期間及び申立期間②について、A社は、申立期間当時の資料等を保管していない上、当時の事業主は既に死亡しているため、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、前述の元取締役及び元従業員を含むA社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる複数の元従業員に照会したものの、当該申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和51年8月1日から52年1月14日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料並びに周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和51年8月1日から52年1月14日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添①一覧表参照)は《標準賞与額》(別添①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添①一覧表参照

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いが、事業主が当該賞与に係る保険料控除が確認できる賞与支給控除一覧表を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、《申立期間》(別添①一覧表参照)は《標準賞与額》(別添①一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添①一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間					標準賞与額				
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
11969	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	30万8,000円	31万2,000円	34万1,000円	36万7,000円	38万4,000円
11970	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	30万7,000円	37万6,000円	37万7,000円	36万3,000円	34万6,000円
11971	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日				29万5,000円	30万1,000円			
11972	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	33万2,000円	33万1,000円	38万7,000円	35万2,000円	36万円
11973	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	33万9,000円	33万3,000円	36万4,000円	35万円	37万2,000円
11974	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	33万4,000円	33万8,000円	33万6,000円	34万4,000円	36万9,000円
11975	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万5,000円	29万円	32万2,000円	38万5,000円	33万6,000円
11976	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	35万2,000円	34万5,000円	37万5,000円	37万2,000円	34万4,000円
11977	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万2,000円	28万7,000円	33万2,000円	34万円	31万7,000円
11978	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	32万7,000円	33万1,000円	33万7,000円	34万5,000円	37万4,000円
11979	男		昭和44年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	43万9,000円	43万7,000円	42万2,000円	43万1,000円	45万8,000円
11980	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	32万5,000円	38万3,000円	34万6,000円	37万8,000円	35万2,000円
11981	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万7,000円	29万2,000円	31万1,000円	32万2,000円	31万3,000円
11982	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	43万9,000円	38万円	38万7,000円	39万7,000円	38万5,000円
11983	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	46万5,000円	43万9,000円	46万8,000円	48万円	52万5,000円
11984	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	37万9,000円	37万円	41万3,000円	43万6,000円	50万1,000円
11985	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	34万2,000円	35万7,000円	35万1,000円	36万円	38万3,000円
11986	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	29万2,000円	28万5,000円	31万円	33万円	32万9,000円
11987	女		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万8,000円	29万3,000円	31万1,000円	34万2,000円	29万2,000円
11988	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	27万9,000円	27万2,000円	29万6,000円	31万5,000円	29万4,000円
11989	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万7,000円	29万2,000円	30万8,000円	34万7,000円	34万6,000円
11990	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	31万4,000円	30万2,000円	34万6,000円	35万3,000円	34万3,000円
11991	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万1,000円	26万5,000円	27万8,000円	30万8,000円	27万3,000円
11992	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	28万円	29万3,000円	28万6,000円	31万6,000円	35万2,000円
11993	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	27万9,000円	27万2,000円	33万9,000円	35万9,000円	32万5,000円
11994	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	32万7,000円	32万円	33万7,000円	34万5,000円	33万7,000円
11995	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	35万円	29万3,000円	29万6,000円	33万7,000円	33万7,000円
11996	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	27万5,000円	28万8,000円	32万5,000円	32万5,000円	34万5,000円
11997	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		30万3,000円	29万6,000円	32万3,000円	35万1,000円	
11998	男		昭和48年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		35万5,000円	33万8,000円	36万3,000円	37万2,000円	
11999	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	33万6,000円	30万4,000円	31万1,000円	31万9,000円	36万円
12000	女		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	31万5,000円	32万8,000円	35万1,000円	33万8,000円	34万8,000円
12001	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	40万1,000円	36万8,000円	39万9,000円	40万9,000円	41万4,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間					標準賞与額					
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	
12002	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日				30万9,000円	32万4,000円	35万7,000円		
12003	女		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日					35万4,000円	33万6,000円			
12004	男		昭和41年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		41万6,000円	39万1,000円	41万1,000円	41万3,000円	42万円
12005	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		42万5,000円	42万4,000円	46万8,000円	51万円	56万円
12006	男		昭和45年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日			33万2,000円	31万3,000円	35万円	31万2,000円	
12007	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		31万円	30万円	31万円	31万6,000円	34万5,000円
12008	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		28万7,000円	33万9,000円	30万2,000円	30万9,000円	33万6,000円
12009	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		31万7,000円	30万円	30万5,000円	31万4,000円	32万3,000円
12010	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		27万7,000円	28万円	28万円	30万8,000円	31万5,000円
12011	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		27万7,000円	27万円	28万2,000円	30万円	31万円
12012	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		31万8,000円	29万1,000円	31万円	31万8,000円	33万4,000円
12013	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日					27万7,000円	23万2,000円			
12014	女		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日			27万7,000円	27万円	28万6,000円	29万3,000円	
12015	女		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		33万7,000円	29万円	30万7,000円	31万4,000円	32万7,000円
12016	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		27万7,000円	27万円	29万1,000円	29万8,000円	29万4,000円
12017	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日					19万8,000円	23万2,000円			
12018	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		33万7,000円	29万4,000円	30万7,000円	31万6,000円	31万5,000円
12019	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		30万9,000円	29万2,000円	32万3,000円	31万1,000円	31万5,000円
12020	男		昭和53年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		27万7,000円	28万円	28万円	30万8,000円	34万1,000円
12021	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		34万円	32万1,000円	34万9,000円	37万8,000円	41万4,000円
12022	男		昭和42年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		67万1,000円	67万5,000円	66万3,000円	65万8,000円	65万円
12023	女		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		30万円	29万3,000円	30万3,000円	30万6,000円	31万8,000円
12024	男		昭和48年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日					19万2,000円	25万8,000円			
12025	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		6万円	48万円	38万7,000円	40万2,000円	42万7,000円
12026	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日					5万円	27万円			
12027	男		昭和41年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万円	48万4,000円	58万3,000円	56万円	57万7,000円
12028	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万円	29万6,000円	29万3,000円	28万7,000円
12029	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	23万4,000円	30万3,000円	31万円	29万5,000円
12030	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万7,000円	30万8,000円	31万6,000円	33万1,000円
12031	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万円	29万5,000円	29万2,000円	32万4,000円
12032	男		昭和54年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万円	27万9,000円	30万6,000円	28万9,000円
12033	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	23万4,000円	30万5,000円	31万2,000円	32万円
12034	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万円	31万9,000円	30万7,000円	31万7,000円
12035	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	22万円	27万6,000円	28万3,000円	28万3,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間					標準賞与額				
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
12036	女		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	24万1,000円	32万7,000円	35万6,000円	33万4,000円
12037	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万8,000円	28万5,000円	10万2,000円
12038	女		昭和57年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万7,000円	29万4,000円	31万3,000円
12039	男		昭和57年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万8,000円	29万6,000円	32万6,000円
12040	男		昭和57年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	31万円	30万8,000円	33万1,000円
12041	男		昭和57年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万9,000円	30万7,000円	29万円
12042	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	24万9,000円	31万6,000円	32万4,000円	32万6,000円
12043	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	1万円	19万6,000円	36万4,000円	35万円	31万8,000円
12044	男		昭和39年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日			1万円	34万7,000円	53万3,000円		
12045	男		昭和45年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日			5万9,000円	46万8,000円	48万円		
12046	男		昭和52年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		5万9,000円	35万2,000円	39万7,000円	33万7,000円	
12047	女		昭和53年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万9,000円	29万3,000円	32万7,000円	34万4,000円	
12048	男		昭和51年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万9,000円	34万円	40万6,000円	16万3,000円	
12049	男		昭和36年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日			4万9,000円	49万6,000円	53万2,000円		
12050	男		昭和54年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万9,000円	28万円	36万8,000円	36万8,000円	
12051	男		昭和52年生		平成16年12月10日	平成17年7月8日				3万円	24万3,000円			
12052	男		昭和54年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			5万9,000円	34万7,000円	37万4,000円		
12053	女		昭和50年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			5万9,000円	37万9,000円	36万円		
12054	男		昭和51年生		平成17年7月8日					5万9,000円				
12055	男		昭和33年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			5万9,000円	57万円	55万5,000円		
12056	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			5万9,000円	30万円	28万5,000円		
12057	男		昭和51年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			4万9,000円	31万6,000円	32万2,000円		
12058	女		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			4万9,000円	31万6,000円	32万2,000円		
12059	男		昭和54年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			4万9,000円	25万6,000円	28万5,000円		
12060	男		昭和49年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			3万9,000円	30万8,000円	37万円		
12061	男		昭和50年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			3万9,000円	25万4,000円	34万4,000円		
12062	男		昭和28年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		78万円	76万1,000円	82万9,000円	85万円	
12063	男		昭和32年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	59万2,000円	57万7,000円	55万8,000円	56万8,000円	59万2,000円
12064	男		昭和34年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	72万1,000円	70万3,000円	77万円	79万円	75万9,000円
12065	男		昭和37年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		65万1,000円	63万5,000円	63万5,000円	65万1,000円	
12066	男		昭和39年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日				70万円	75万1,000円			
12067	男		昭和39年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		61万6,000円	60万1,000円	60万1,000円	61万6,000円	
12068	男		昭和38年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		70万円	68万3,000円	68万3,000円	70万円	
12069	男		昭和44年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	60万9,000円	59万4,000円	59万4,000円	60万9,000円	65万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間					標準賞与額				
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
12070	男		昭和41年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	62万1,000円	60万6,000円	65万8,000円	67万5,000円	64万円
12071	男		昭和40年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	52万5,000円	51万2,000円	51万2,000円	52万5,000円	52万5,000円
12072	男		昭和37年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	47万1,000円	46万円	44万円	41万3,000円	63万円
12073	男		昭和42年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	38万円	38万4,000円	40万1,000円	41万1,000円	45万円
12074	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	51万4,000円	50万5,000円	50万9,000円	52万5,000円	49万8,000円
12075	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万5,000円	38万5,000円	38万8,000円	39万8,000円	45万円
12076	男		昭和36年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	45万9,000円	44万8,000円	46万3,000円	47万5,000円	47万5,000円
12077	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		43万4,000円	38万4,000円	44万8,000円	45万9,000円	
12078	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	36万1,000円	35万2,000円	42万2,000円	40万6,000円	35万9,000円
12079	男		昭和44年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	46万4,000円	44万8,000円	48万9,000円	50万1,000円	60万円
12080	男		昭和48年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	46万円	44万9,000円	48万9,000円	50万1,000円	60万円
12081	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	50万1,000円	48万9,000円	58万5,000円	60万円	60万円
12082	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	38万4,000円	39万9,000円	42万円	40万5,000円	38万2,000円
12083	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万3,000円	36万7,000円	38万2,000円	46万5,000円	44万4,000円
12084	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万2,000円	40万9,000円	48万9,000円	50万1,000円	50万1,000円
12085	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	48万1,000円	50万8,000円	48万9,000円	50万1,000円	35万円
12086	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日				31万3,000円	36万6,000円			
12087	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	42万7,000円	36万9,000円	39万2,000円	40万2,000円	37万8,000円
12088	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万1,000円	38万2,000円	39万1,000円	38万8,000円	38万9,000円
12089	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	43万1,000円	42万1,000円	48万9,000円	50万1,000円	50万1,000円
12090	男		昭和46年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		32万8,000円	32万円	34万7,000円	33万3,000円	
12091	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	35万円	35万3,000円	33万6,000円	35万6,000円	35万6,000円
12092	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	36万3,000円	40万3,000円	45万8,000円	41万8,000円	42万6,000円
12093	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	38万9,000円	38万円	36万3,000円	37万2,000円	37万2,000円
12094	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	38万2,000円	33万1,000円	33万9,000円	34万7,000円	33万7,000円
12095	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	38万7,000円	33万5,000円	38万9,000円	39万9,000円	37万8,000円
12096	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		28万1,000円	34万円	34万5,000円	35万4,000円	
12097	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	40万9,000円	39万9,000円	41万円	42万5,000円	41万9,000円
12098	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万円	38万1,000円	42万4,000円	39万6,000円	50万1,000円
12099	男		昭和47年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	40万9,000円	39万4,000円	45万8,000円	46万9,000円	43万5,000円
12100	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	39万8,000円	33万3,000円	38万5,000円	39万1,000円	37万円
12101	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	31万6,000円	33万9,000円	34万9,000円	35万8,000円	36万円
12102	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	37万円	37万2,000円	46万円	43万3,000円	50万1,000円
12103	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	37万5,000円	34万5,000円	40万8,000円	40万5,000円	50万1,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間					標準賞与額				
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
12104	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	36万7,000円	33万7,000円	37万3,000円	33万6,000円	36万6,000円
12105	男		昭和50年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	35万円	35万2,000円	23万5,000円	35万6,000円	27万5,000円
12106	女		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	31万9,000円	31万1,000円	32万9,000円	33万9,000円	34万6,000円
12107	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	29万1,000円	28万4,000円	31万8,000円	32万6,000円	30万4,000円
12108	男		昭和51年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		37万円	36万1,000円	39万円	40万円	
12109	男		昭和55年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		3万円	22万円	30万7,000円	29万5,000円	
12110	男		昭和52年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日		2万円	20万5,000円	30万5,000円	32万4,000円	
12111	男		昭和36年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日				29万8,000円	55万8,000円			
12112	男		昭和47年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日			5万9,000円	40万円	40万円		
12113	男		昭和49年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	36万円	35万1,000円	38万1,000円	37万7,000円	38万2,000円
12114	女		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	30万9,000円	31万5,000円	32万6,000円
12115	男		昭和56年生		平成16年7月9日	平成16年12月10日	平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万9,000円	32万7,000円	31万1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添②一覧表参照

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いが、事業主が当該賞与に係る保険料控除が確認できる賞与支給控除一覧表を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表の保険料控除額から、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添②一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号		基礎年金番号		住所	申立期間			標準賞与額		
					①	②	③	①	②	③
12116	女		昭和53年生		平成16年7月9日			19万1,000円		
12117	男		昭和56年生		平成16年7月9日			3万円		
12118	男		昭和52年生		平成16年12月10日			3万円		
12119	女		昭和48年生		平成16年12月10日			1万円		
12120	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	26万4,000円	33万円
12121	男		昭和50年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日		3万円	28万3,000円	
12122	男		昭和51年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	28万円	40万8,000円
12123	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	28万7,000円
12124	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	32万4,000円
12125	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	27万4,000円
12126	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	23万3,000円	32万3,000円
12127	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	28万3,000円
12128	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	30万4,000円
12129	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	28万3,000円
12130	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	24万円	31万2,000円
12131	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	30万4,000円
12132	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	29万5,000円
12133	男		昭和58年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	25万5,000円	30万6,000円
12134	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	28万2,000円
12135	男		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万9,000円	30万9,000円
12136	男		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	28万4,000円
12137	男		昭和50年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日		2万円	26万円	
12138	男		昭和53年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	2万円	20万円	28万4,000円
12139	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	2万円	22万円	33万7,000円
12140	女		昭和49年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	2万円	23万円	37万2,000円
12141	男		昭和49年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	2万円	23万5,000円	32万9,000円
12142	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日		2万円	20万円	
12143	男		昭和55年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日		1万円	18万2,000円	
12144	男		昭和51年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	1万円	21万8,000円	35万円
12145	男		昭和48年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	1万円	23万6,000円	40万5,000円
12146	女		昭和45年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		6万円	40万5,000円	
12147	女		昭和53年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		6万円	37万7,000円	
12148	男		昭和53年生		平成17年12月9日			6万円		
12149	男		昭和46年生		平成17年12月9日			6万円		
12150	男		昭和43年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		6万円	45万円	
12151	男		昭和49年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		5万円	37万6,000円	
12152	男		昭和55年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		5万円	33万8,000円	
12153	男		昭和47年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万円	43万5,000円	
12154	女		昭和54年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万円	35万7,000円	
12155	男		昭和46年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		4万円	39万2,000円	
12156	男		昭和55年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	33万円	
12157	男		昭和53年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		3万円	40万円	
12158	男		昭和47年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		2万円	35万円	
12159	女		昭和50年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		2万円	32万9,000円	
12160	男		昭和52年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		1万円	39万5,000円	
12161	男		昭和54年生		平成18年12月13日			33万7,000円		
12162	男		昭和50年生		平成18年12月13日			40万5,000円		
12163	女		昭和51年生		平成18年12月13日			37万5,000円		

番号		基礎年金番号		住所	申立期間			標準賞与額		
					①	②	③	①	②	③
12164	男		昭和56年生		平成18年12月13日			28万8,000円		
12165	男		昭和52年生		平成18年12月13日			37万1,000円		
12166	男		昭和53年生		平成18年12月13日			34万3,000円		
12167	男		昭和54年生		平成18年12月13日			33万8,000円		
12168	男		昭和50年生		平成18年12月13日			38万5,000円		
12169	男		昭和40年生		平成18年12月13日			43万6,000円		
12170	男		昭和52年生		平成18年12月13日			30万2,000円		
12171	男		昭和55年生		平成18年12月13日			27万5,000円		
12172	男		昭和52年生		平成18年12月13日			27万4,000円		
12173	男		昭和48年生		平成18年12月13日			41万8,000円		
12174	男		昭和54年生		平成18年12月13日			23万6,000円		
12175	女		昭和54年生		平成18年12月13日			21万6,000円		
12176	女		昭和53年生		平成18年12月13日			26万4,000円		
12177	女		昭和53年生		平成18年12月13日			26万円		
12178	男		昭和50年生		平成18年12月13日			30万3,000円		
12179	男		昭和55年生		平成18年12月13日			25万8,000円		
12180	男		昭和59年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12181	男		昭和57年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12182	男		昭和59年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12183	男		昭和56年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12184	男		昭和58年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12185	男		昭和58年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12186	男		昭和53年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12187	女		昭和59年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12188	女		昭和59年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12189	男		昭和58年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12190	女		昭和58年生		平成18年12月13日			22万5,000円		
12191	男		昭和52年生		平成18年12月13日			21万3,000円		
12192	男		昭和51年生		平成18年12月13日			22万円		
12193	女		昭和49年生		平成18年12月13日			27万円		
12194	男		昭和50年生		平成18年12月13日			22万7,000円		
12195	男		昭和49年生		平成18年12月13日			23万6,000円		
12196	男		昭和50年生		平成18年12月13日			6万円		
12197	男		昭和51年生		平成18年12月13日			6万円		
12198	男		昭和54年生		平成18年12月13日			5万円		
12199	男		昭和54年生		平成18年12月13日			5万円		
12200	男		昭和53年生		平成18年12月13日			4万円		
12201	男		昭和49年生		平成18年12月13日			4万円		
12202	男		昭和52年生		平成18年12月13日			4万円		
12203	男		昭和47年生		平成18年12月13日			3万円		
12204	男		昭和46年生		平成18年12月13日			3万円		
12205	男		昭和56年生		平成18年12月13日			3万円		
12206	女		昭和57年生		平成18年12月13日			3万円		
12207	男		昭和50年生		平成18年12月13日			2万円		
12208	男		昭和50年生		平成18年12月13日			2万円		
12209	女		昭和53年生		平成18年12月13日			2万円		
12210	男		昭和50年生		平成18年12月13日			2万円		
12211	女		昭和50年生		平成18年12月13日			2万円		
12212	男		昭和46年生		平成18年12月13日			2万円		
12213	男		昭和38年生		平成16年7月9日			26万4,000円		

番号		基礎年金番号		住所	申立期間			標準賞与額		
					①	②	③	①	②	③
12214	男		昭和48年生		平成16年7月9日			34万9,000円		
12215	男		昭和48年生		平成16年7月9日			26万7,000円		
12216	女		昭和52年生		平成16年7月9日			34万7,000円		
12217	男		昭和51年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日		3万円	26万1,000円	
12218	男		昭和58年生		平成18年12月13日			22万6,000円		
12219	女		昭和56年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万5,000円	34万5,000円
12220	男		昭和50年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		6万円	47万6,000円	
12221	女		昭和53年生		平成18年12月13日			33万円		
12222	女		昭和51年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		20万円	30万4,000円	
12223	女		昭和57年生		平成17年7月8日	平成17年12月9日	平成18年12月13日	3万円	22万円	32万5,000円
12224	女		昭和55年生		平成17年12月9日	平成18年12月13日		15万7,000円	30万1,000円	

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から平成4年9月まで

私は、会社を退職した翌日の昭和59年8月1日に、A社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、基本的に毎月、口座振替により納付していた。

昭和62年5月にB市へ転居してからは、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付している。

また、私は、申立期間中に申告した私の昭和63年分の確定申告書控えを所持しており、社会保険料控除欄に納付した国民年金保険料額が記載されているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

会社を退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成4年6月頃に初めて加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和59年8月1日まで遡って強制加入被保険者(第1号被保険者)の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、平成2年4月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、平成2年5月から4年3月までの期間は、時効成立

前の過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、毎月、口座振替により納付していたとして現年度納付を主張している上、現年度納付が可能な同年4月以降の期間について、申立人は同年9月1日に国民年金基金に加入しているが、申立人自身がC県国民年金基金に納付状況を確認したところ、「国民年金本体の平成4年9月の保険料が未納であったので、同月分の掛金は返還しました。」と言われたと陳述するとともに、同基金からも、申立人の同年9月の基金掛金については、国民年金保険料本体が未納であることを理由に7年11月15日付けで申立人の指定口座へ還付したとの回答が得られていることを踏まえると、申立人が4年9月以前の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、当初において申立人から提出のあった昭和63年分の申立人に係る確定申告書控えを見ると、社会保険料控除欄に「国民年金91,500円」と記載されており、当該金額は、同年1月から同年12月までの一人分の定額保険料額と一致していることから、当該国民年金保険料は、当該期間に納付記録がある申立人の夫の保険料であるとみるのが自然である上、平成元年から夫婦で店を開業し、夫も確定申告を開始したとする同年分の申立人及びその夫に係る確定申告書控えが、後日になって提出されたところ、夫の社会保険料控除欄には、「D国保」の保険料額とともに、一人分の保険料額が記載されているが、申立人の社会保険料控除欄は空欄となっている。

加えて、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を口座振替により現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、国民年金に関する加入手続及び住所変更手続に関する記憶が定かではない。

このほか、申立期間は8年間以上に及び、毎月銀行を通じて行われる口座振替による納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる上、上記の確定申告書控え以外に申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年頃、A市の職員又は地区の方から、「国民年金の加入が義務となったので加入してください。」と勧められ、国民年金に加入したと思う。

国民年金保険料は、その他の出費と合わせて祖母にお金を預けて納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳を超える者は、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和42年4月頃に加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した36年4月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間については、加入手続前の期間であり、遡って保険料を納付することとなるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとするその祖母は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立人の祖母が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、A市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金制度発足当初から昭和52年3月まで、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、加入手続時に年金手帳を受け取った記憶は定かではないとし、年金手帳を申立人の祖母に預けた記憶もないと陳述している。

さらに、申立期間は6年間に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から18年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から18年7月まで

私は、平成16年4月にA市からB市に転入し、結婚前に夫と同棲^{どうせい}していたが、転入後すぐに、夫が私の国民年金の加入手続を行い、同市役所から郵送されてくる納付書により、毎月国民年金保険料を納付してくれていた。当時、私はアルバイト勤務し、夫は正社員として勤務していたので、保険料を滞納することなど考えられない。

また、平成18年8月にC市へ転出する際には、残りの国民年金保険料をB市役所で一括して納付し、その時対応してくれた男性職員から「これで支払いは全て終わりました。結構です。」と言われたことをよく覚えている。私は、その月に入籍したので、これ以降は、夫の被扶養配偶者となり現在に至っている。

申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年4月にB市に転入し、結婚前の申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、同市役所から郵送されてくる納付書により、毎月国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、申立人が転入直前までA市で勤務していた会社に就職し厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成15年1月16日に、国民年金の第1号被保険者の資格を喪失して以降、申立人がC市において結婚しその夫の被扶養配偶者となった18年8月23日になって、国民年金の第3号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、B市に居住していた申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、国民年金保険料の徴収事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であることから、申立人に限らず、市役所から国民年金保険料の納付書が郵送されてくることはなく、市役所窓口で保険料を納付することもできないものと考えられる上、申立人の国民健康保険について B 市役所に照会したところ、申立人が同市に転入した直後の 16 年 4 月 9 日に加入手続きが行われており、申立期間に相応する期間の国民健康保険料を毎月納付し滞納は無いとの回答を得ていることを踏まえると、申立人の夫が同市役所から郵送されてくる納付書で毎月納付してくれていたとする保険料は、申立人の国民健康保険料であると考えるのが自然である。

さらに、別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間当時は、社会保険事務所(当時)における電算による国民年金保険料納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていることから、毎月納付してくれていたとする申立人の納付記録が、2 年間以上に及ぶ申立期間を通じて、連続して欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年10月まで

平成4年5月頃、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

平成7年3月に私が会社に就職したので厚生年金保険に切り替えたが、会社を9年3月に退職し、その1か月後ぐらいに、母が私を市役所へ連れて行ったので、その時、国民年金への切替手続きをしてくれたと思っている。

申立期間の国民年金保険料は、私の預金口座から振替により納付していたか、又は母が毎月銀行へ納付しに行ってくれていたように思うので、申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者期間は、当初加入手続きを行った際の平成4年5月31日から、会社に就職し厚生年金保険被保険者の資格を取得した7年3月27日までの期間のみであることが確認できる上、その記録は、申立人の国民年金手帳記号番号が付された年金手帳における「国民年金の記録(1)」欄に記載する資格取得日及び資格喪失日と一致している。この場合、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、会社を退職後、その母親に連れられて、一緒にA市役所へ行ったものの、母親が窓口で手続きしてくれているのを椅子に座って待っていたので詳細は分からないとしており、申立人の母親からは、窓口における手続きの状況について具体的な陳述を得ることができなかったほか、申立人及びその母親共に、申立期間における国民年金保険料の納付方法について記憶が定かではない。

さらに、別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間当時は、収納事務の機械化等により、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5964 (事案 2417 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年3月までの期間、44年1月から46年3月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から43年3月まで
② 昭和44年1月から46年3月まで
③ 昭和49年1月から同年12月まで

国民年金の加入手続は、元夫の叔父が私たちの婚姻届を提出した昭和37年9月ごろにA市役所で行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、叔父が納付してくれていた。

申立期間②を含む昭和44年1月から47年3月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料は、私が自宅で集金人に納付した。

また、平成13年12月の国民年金保険料は、私が納付書に現金を添えて納付した。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付は認められないとの通知を受けたが、納付できないので、再度審議を希望する。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は、申立期間②を含む昭和44年1月から47年3月までの国民年金保険料について、B市の集金人に納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年11月12日にB市で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、同年4月から47年3月までの現年度保険料を集金人に納付することは可能であり、納付の意思をもって加入手続を行った申立人が当該保険料を未納のまま放置したとは考え難いこと、ii) 申立人は、平成13年12月前後の期間について、付加保険料を含め口座振替により現年度保険料を納付しているものの、C市の収滞納一覧表を見ると、平成

13年度において、5月、6月、7月及び10月の保険料は、口座振替によらず付加保険料を含め現年度納付されており、口座振替不能となった場合、市役所から送付されてくる納付書により現年度納付したことが推認でき、申立人は、昭和50年1月以降、60歳に至る平成14年*月までの保険料について、13年12月を除き完納し、4年8月以降は付加保険料を合わせて納付していることから、当時、保険料の納付意識の高かった申立人が、13年12月の1か月のみ納付しないまま放置しておくものとは考え難い。

一方、iii) 申立人は、その元夫の叔父が、昭和37年9月ごろにA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前述のとおり、46年11月12日にB市で払い出されていることから、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①及び②のうち、44年9月以前の国民年金保険料は既に時効の成立により制度上納付することができず、申立期間②のうち、同年10月から46年3月までの保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできないこと、iv) 申立人所持の領収書を見ると、申立期間③直後の50年1月から52年3月までの保険料がB市からD市へ転居後の同年7月及び同年12月に過年度納付されており、この過年度納付の時点で申立期間③は、既に時効の成立により、制度上、保険料を納付することができない期間となっていたことから、保険料が納付されなかったものとするのが自然である。

以上のことなどから、既に当委員会の決定に基づき、昭和46年4月から47年3月までの期間及び平成13年12月（付加保険料を含む。）の国民年金保険料の納付は認められるものの、申立期間①、②及び③の保険料の納付は認められない旨の通知が、平成21年4月28日付けで行われている。

今回、申立人から、再申立てがあったが、新たな資料の提出はなく、改めて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、A社を退職後、昭和39年10月にB社に入社するまでの間に、数か所の事業所で働いていたが、いずれも厚生年金保険がなかったため、自身で国民健康保険と国民年金の保険料を集金人に納めていた。

しかし、記録では申立期間の一部が未納、一部が申請免除と記録されており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、C市によると、集金人による保険料の収納は昭和37年4月から開始されたとしており、申立内容は当時の取扱いと異なっている。

また、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和37年4月から39年9月までの期間は申請免除期間である旨記載されており、申立人の妻の記録と一致する。免除申請は通常、世帯単位で申請されることから、申立人に係る当該期間についても免除の申請がなされ、承認されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、その具体的な状況は不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年12月まで

私は昭和42年12月に国民年金被保険者の資格を取得しているが、国民年金保険料は年度初めの43年4月から父親が納付していたと母親から聞いた。

父親は姉の国民年金保険料も納付していたが、姉の年金手帳によると、昭和42年4月以降の1年6か月分の保険料が姉の結婚前の43年に2回に分けて納付されていることから、父親はこの時に私についても保険料の納付を開始したものと思われ、これ以降、保険料を近くの銀行で遅れることなく定期的に納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料の領収書及び年金手帳は持っていないが、店舗を建て替えたときに数本の^{たんす}筆筒を父親の実家に預け、その実家の筆筒に保管していた領収書等が消失してしまったものと思う。申立期間について調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月から、その父親が申立人の国民年金保険料を銀行で定期的に現年度納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年10月に払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間の一部は、国民年金手帳記号番号の払出時点において過年度納付が可能であるが、申立人の特殊台帳によると、申立期間の直後の昭和49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料が51年2月に遡って一括納付されていることが確認でき、遡って一括納付した時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が銀行で定期的に現年度納付していたとしているが、D市によると、金融機関において現年度保険料の収納を開始したのは昭和51年10月であるとしていることから、申立人の主張は申立期間当時の市の保険料の収納方法と一致しない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をその父親に任せていたとして、申立人自身はそれらに関与していない上、保険料の納付を任されていたとされる申立人の父親は既に死亡しているため、加入手続時期及び申立期間の保険料納付の具体的な状況が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年5月から17年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月から17年3月まで

私は、平成11年3月に国民年金に加入し、母の勧めで15年5月から、付加年金にも加入して毎月口座振替で納付していた。

その後、前納すると割引があることを聞き、平成16年4月にA市役所で、前納による口座振替手続を行った。しかし、口座引落は17年4月からになると聞いたので、申立期間の11か月の付加保険料を含めた国民年金保険料を口座振替の代わりに納付書で納めることとして、私の妻が銀行の窓口で納付した。

私の妻が、付加保険料を含めて前納で納付したにもかかわらず、今になって付加保険料が納付されていないとされるのは納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る「国民年金保険料（前納）納付書・領収証書」を見ると、記載されている保険料額は、申立期間の保険料を定額で前納した場合の金額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額を銀行で出金し、その場で納付したとしているところ、金融機関の預貸金取引一覧表を見ると、前述の領収証書に記載されている領収日と同じ日の平成16年5月11日に付加保険料を含まない申立期間の前納保険料額と同額が出金されていることが確認できる。

さらに、申立人は、前納した国民年金保険料とは別に付加保険料のみを納付したことはないとしており、ほかに申立期間に係る付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は基礎年金番号制度導入後で、平成14年4月に国民年金

保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であるため、事務処理はオンライン化され、保険料の収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年5月まで
平成11年5月に結婚する少し前、A市役所へ行った時に、同市役所の職員から、申立期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、今なら特例で納付できると言われたため、その場で10万円弱を支払った。
平成12年8月に退職した後、B社会保険事務所（当時）へ行った際に確認したところ、保険料の未納は無かったと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格については、平成12年9月5日に、申立期間に当たる5年12月1日付けの資格取得及び6年6月1日付けの資格喪失の記録が追加訂正されていることが確認でき、この訂正処理以前においては、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、申立期間の国民年金保険料は、この追加訂正時点においても、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成11年5月に結婚する少し前に、一括して遡って納付したとしているものの、当時、既に特例納付制度は終了しており、制度上、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から63年3月まで

はっきりとは覚えていないが、昭和55年頃、私は大学生であったが、母が、A社会保険事務所（当時）に出向き、国民年金の加入手続をしてくれたと思う。その際に、母から、「2年前までの国民年金保険料を遡って納付した。」と聞いたと思うが、記録上、国民年金の資格取得が同年4月であることを考えると、何年後かに納めてくれたのかも知れない。

大学卒業と同時に家業を手伝うようになり、国民年金保険料については、経理を担当していた母が、給料から天引きして納付してくれていたように思う。

申立期間が未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に、その母親が国民年金への加入手続をしてくれたとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、申立人が加入手続を行ったはずであるとする時期の8年後である63年12月頃に払い出されたものと推認でき、申立ての加入時期とは符合しない。

また、この国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和55年4月から61年9月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、同年10月から63年3月までの保険料は過年度保険料となる。ところ、申立人の母親は納付方法等について記憶しておらず、具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人は、その母親が加入手続後、申立期間のうちの、いずれかの期間の国民年金保険料について、2年間分を遡って納付してくれたと思うと申

し立てているところ、オンライン記録を見ると、平成元年12月7日付けで過年度保険料に係る納付書が作成された上、当該納付書の作成時点で過年度となる昭和63年4月から平成元年3月までの保険料が納付済みとされていることが確認でき、当該期間の保険料の納付と混同している可能性を否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

このほか、申立期間は8年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年9月まで

私は、会社を退職後、専業主婦であったが、昭和51年9月頃に実父に勧められて国民年金に加入した。

その後、第3号被保険者期間及び厚生年金保険被保険者期間などを経て、平成8年4月から、再度国民年金に加入し、平成15年度までの国民年金保険料について、送付されてきた納付書で、毎年春頃に1年分の保険料をまとめて納付していた。

しかし、平成16年4月頃に、平成16年度の納付書が送付されてこなかったため、社会保険事務所（当時）に連絡するとともに、自身の年金記録を確認したところ、14年度及び15年度の未納が判明したため、社会保険事務所に調査を依頼した。

それに対して、社会保険事務所から文書回答があったが、これを見たところ、納付書の未着については、社会保険事務所の事務処理ミスであったこと、保険料の未納については、コンピューターに記録が無いので未納と判断したとのことであった。

事務処理のミスを認めながら、一方では、コンピューターに記録が無いことから納付は認められないとする矛盾した説明で納得することができない上、平成16年4月から同年9月までの国民年金保険料については、その後送付されてきた納付書で毎月納付していたと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和51年7月29日に払い出されており、この手帳記号番号の

払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である上、オンライン記録を見ると、平成9年度から13年度までの保険料については、申立人の主張どおり、それぞれの年度の4月中に前納していることが確認できる。

しかし、申立人が所持している、平成16年5月25日付けB社会保険事務所（当時）国民年金課長の申立人に対する回答文書を見ると、i）平成16年度の納付書については、申立人が当時居住していたC市役所から住所の引継ぎが正常に行われていなかったため、申立人から問い合わせがあるまで当該年度の納付書を送付していない状態であったこと、ii）申立人からの問い合わせ後、住所をコンピューターに入力し、納付書を作成して、平成16年4月15日に郵便にて送付する旨の約束を行ったにもかかわらず、同年5月14日現在、申立人に納付書が届かないことにより納付できない状態であったこと、iii）平成14年度及び15年度の国民年金保険料については、社会保険事務所で調査した結果、納付が確認できなかった旨の記載が確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人に係るC市への住民基本台帳上の住所異動日である平成12年10月1日付けの住所変更について、3年半後の16年4月15日に変更処理を行っていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、平成14年4月に国民年金保険料の徴収業務が国に一元化された際に、社会保険事務所は、申立人の住所を正確に把握できず、平成14年度及び15年度の現年度保険料に係る納付書については、16年度の納付書と同様に申立人に対して送付されなかったため、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかった可能性を否定できない。

さらに、オンライン記録を見ると、平成16年4月19日に社会保険事務所が納付書を発行していることが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は現年度納付することは可能であるものの、上記回答文書のとおり、同年5月14日現在、申立人に納付書が届いていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、上記回答文書が送付されてきた後に、新たな納付書の送付を受け国民年金保険料を納付したかどうかについての記憶が曖昧である上、平成14年度及び15年度の保険料が未納とされていることを知った後に、当該期間の保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社では毎年昇給があったのに、申立期間①では標準報酬月額が上がっておらず、申立期間②では下がっている。また、申立期間②では、退職時の標準報酬月額が6万8,000円と記録されているが、同社の後に勤務した事業所の初任給と同程度の給与を支給されており8万円ぐらいはあったと記憶している。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立期間当時の同社作成の年金台帳の申立人の欄を見ると、申立期間①の全部及び②の一部を含む昭和42年4月から47年7月までの標準報酬月額又は報酬月額が記録されているところ、その額はオンライン記録の標準報酬月額と符合している上、同社は、「年金台帳とオンライン記録が符合しているので、申立期間当時、オンライン記録どおりの届出を行ったと思う。また、控除額と納付額は突き合わせていたので、届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していたと思う。」と回答している。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和42年4月1日）に被保険者資格を取得している申立人と同年齢の女性従業員93人について標準報酬月額の記録を見ると、申立人と同程度の金額で推移していることが確認できる上、申立期間①に係る昭和45年10

月の定時決定においては、申立人同様に標準報酬月額に変化がなかった者が23人、下がっている者が8人見られ、申立期間②に係る47年10月の定時決定においても、変化がなかった者が13人、申立人同様に下がっている者が2人見られることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の変化が他の従業員に比較して不自然なものとなっている状況はうかがえない。

さらに、前述の女性従業員93人のうち連絡先の判明した26人に照会し22人から回答を得たが、事実と反して自身の標準報酬月額が低く記録されていると回答している者はいない上、前述の被保険者名簿において、申立人及び前述の女性従業員93人の標準報酬月額の記録に、遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「A社B営業所の次に勤務したD社ではA社B営業所と同額の給与(オンライン記録における申立人のD社での資格取得時の標準報酬月額は、8万円。)を受け取っていたので、同社B営業所退職前の給与は8万円であったと思う。」と申し立てしているところ、C社提出の申立人に係る人事記録を見ると、申立人の報酬月額は昭和49年4月1日付けで、昇給に伴いそれまでの6万2,100円から8万700円になっていることから、申立人の標準報酬月額は同年7月1日に随時改定されるべきところ、申立人は同年6月30日にA社B営業所を退職していることから、随時改定が行われなかったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 6 日から 18 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B市発行の申立人に係る平成 12 年から 18 年までの市・県民税証明書を見ると、当該資料において給与収入額として記載されている金額から算定できる報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額とほぼ符合する。しかし、当該資料において社会保険料控除額として記載されている金額から算定できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額とほぼ符合することが確認できる。

また、C社（平成 21 年 4 月 1 日付けでA社は、C社と合併したことにより解散）は、「申立期間の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の給与支給額等は不明である。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期である平成 8

年 11 月 6 日付けでD社からA社に転籍した際、標準報酬月額が 34 万円から 18 万円に下がっているが、同日付けで申立人同様に転籍していることが確認できる元従業員 18 人のうち 15 人の標準報酬月額も、転籍時に 6 万円から 33 万円までの範囲内で下がっているところ、当該元従業員の一人から提出のあった申立期間の一部に係る給与明細書（平成 11 年 9 月分）を見ると、同人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく額の保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間の標準報酬月額に、遡及して訂正された等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 5 月 14 日まで
② 昭和 43 年 2 月 27 日から同年 4 月 10 日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA船（船舶所有者は、B氏）に、申立期間②はC船（船舶所有者は、D氏）に、それぞれE職として乗って勤務した。

船員手帳に乗船記録が有るので、申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の船員手帳の記録から、申立人が申立期間①にA船で、申立期間②にC船で、それぞれE職として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A船の船舶所有者であるB氏及びC船の船舶所有者であるD氏が船員保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人は、「A船は、F地域を中心にH業務を行う船舶であり、C船は、G地区を中心にI業務を行う船舶であった。」と陳述しているところ、前述の船員手帳を見ると、航行区域は「平水区域」と記載されていることから、A船及びC船は、船員法第1条第2項第2号の規定により、船員保険の非適用船舶であったと考えられる。

さらに、A船の船舶所有者B氏は既に死亡し、C船の船舶所有者D氏も連絡先不明である上、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるとはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 8 月 7 日まで
② 昭和 41 年 8 月 8 日から 42 年 1 月 18 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 10 月 6 日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの記載があった。

C社を退職した時に脱退手当金の請求をしたこと及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことはなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、C社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和43年2月14日に支給決定されており、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、A社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 17 日から 32 年 7 月 12 日まで
② 昭和 36 年 10 月 19 日から同年 11 月 28 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

保存されていた脱退手当金の裁定請求書を確認したが、私の筆跡ではなく、委任状を書いた覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことはなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の「住所」欄を見ると、申立人が当時居住していた住所地が記載されているなど、その記載事項に不自然な点は見当たらない上、領収書及び委任状が添付されていることが確認できる。

また、当該裁定請求書の「事業所」欄には、A社のゴム印が押されていることを踏まえると、当該事業所では、脱退手当金の請求について何らかの関与を行っていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 37 年 6 月 5 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から管轄社会保険事務所（当時）へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 3 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、中学校卒業前であるが、その当時から同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、貸金台帳等の資料も保管していないため、保険料控除等の状況は一切不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会したところ、二人の元従業員が、「私も中学校卒業前から勤務していた。」と陳述しているが、同名簿に記載されている二人の生年月日及び被保険者資格の取得日を見ると、二人共に申立人と同じく中学校を卒業する月以後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の元従業員が、「申立期間当時、中学校卒業前から勤務していた者は、何人かはいたと思う。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、中学校卒業前の年齢で被保険者資格を取得している者は一人だけであり、オンライン記録によると、同人は、それ以前に別の事業所での厚生年金保険の加入記録を有していることから、A社に初めて勤務したとする申立人とは異なる取扱いであったと考えられる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、原則として中学校卒業前の従

業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 5 年 12 月 17 日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、オンライン記録によると昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、商業登記の記録においてA社は、昭和 61 年 3 月 * 日に解散し、同社の事業を承継し、申立人が同日以降に勤務していたものと推認されるB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 4 月 1 日に資格を取得し、適用事業所ではなくなった 61 年 4 月 1 日に資格を喪失している元従業員は、「昭和 40 年代中頃から新たに従業員は採用されず、申立人とその弟妹が働きに来ていた。」旨陳述しているところ、当該弟妹についても同社においては被保険者記録が確認できない上、46 年 3 月 2 日に被保険者資格を取得した者を最後に、同日から同社が適用事業所ではなくなる 61 年 4 月 1 日までに、新たに被保険者資格を取得した者がいないことから、46 年 3 月 2 日以降同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 3 日から 38 年 6 月 26 日まで
② 昭和 38 年 7 月 29 日から 40 年 8 月 19 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はB社における厚生年金保険資格の喪失日から約5か月後の昭和41年1月11日に支給されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱 40.12」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から30年2月8日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、脱退手当金の請求した記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないと申し立てている。

しかし、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、資格期間、支給額及び支給決定日等のオンライン記録と一致する内容が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年12月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人は、当時、再就職する考えがなかったと述べるとともに、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされおらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月9日から38年6月16日まで
厚生年金保険の加入状況について、日本年金機構に照会したところ、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。
脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、支給決定日の約2か月前である昭和42年12月20日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録について、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「42.12.20回答済」の記載が確認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の欄に、支給決定日の4日後の昭和43年3月2日付けで、申立人の氏名が訂正されたことを示す「氏名訂正 43.3.2」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致しており計算上の誤りは無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 58 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社が経営している事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのを鮮明に記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司二人の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 51 年 3 月 1 日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、63 年 11 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立人が同社に勤務していたと主張する申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶する事業主及び上司 4 人の合計 5 人は、いずれも A 社が適用事業所となっている期間には厚生年金保険被保険者記録があるものの、申立期間には記録が無く、そのうちの 2 人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しているところ、そのうちの 1 人は申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。

さらに、A社総務部は、「昭和 51 年 3 月 1 日に適用事業ではなくなってから、63 年 11 月 1 日に再び適用事業所となるまでの間に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していないし、厚生年金保険に加入していない期間は、従業員

は国民年金に加入していた。」としているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 51 年 3 月 1 日に一旦厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった 63 年 11 月 1 日に同資格を再取得した従業員 3 人、申立期間に同社で雇用保険の加入記録がある従業員 2 人及び 51 年 6 月 13 日に入社し現在まで継続して勤務しているとしている従業員 1 人の合計 6 人は、いずれも申立期間の厚生年金保険の記録が無いとともに、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、上述の従業員 6 人のうち所在の判明した 4 人に照会を行い、回答があった 2 人は、「申立期間当時は、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年頃から35年頃まで
② 昭和44年3月から51年5月まで

夫の厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②についての加入記録が無いという回答であった。夫は申立期間①については、A社に在籍して、昭和25年頃から29年頃まではB営業所で、30年頃から33年頃まではC営業所で、34年頃から35年頃まではD営業所のそれぞれの営業所に勤務し、申立期間②については、E社に勤務していたので、各申立期間について夫が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が昭和25年頃から35年頃までA社に在籍し、B営業所、C営業所及びD営業所の合計3か所の営業所で勤務していたと申し立てしているところ、同社は、B営業所及びD営業所については請け負った記録が有り、期間は申立人の陳述とおおむね符合することから、申立人は、当該2件の業務に従事していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立人の在籍記録は確認できず、C営業所については、業務を請け負った記録は無いとしている。

また、申立人の妻は、申立人が「業務に従事していた当時の備品には、『A社』と書かれていたので、申立期間当時は、A社の社員であった。」と主張しているところ、A社は、「当時は、下請業者の従業員にも社名を記した備品を貸与していたため、社名を記した備品を所持していたことをもって、当社社員

であったとまでは言えない。また、当時の下請業者が分かる資料も無い。」旨陳述している。

さらに、A社は、同社が保管する社員名簿から申立ての業務の従事者を特定することは困難であり、ほかに資料も無いとしていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について、事情照会することができない上、同社は、「営業所等を厚生年金保険の適用事業所として届け出る取扱いはしていない。」としているところ、申立人が勤務していたとする3件の営業所の管轄年金事務所は、同社が適用事業所として届出されている記録は無いとしている。

加えて、A社が昭和18年から現在まで加入するF健康保険組合は、申立人の加入の事実を確認できないとしている。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人が昭和44年3月から51年5月までE社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和52年12月1日より前にE社に勤務し、申立人を記憶する同僚は、「会社が厚生年金保険に加入するようになったのは、役所の仕事を請け負うに当たり、加入が条件となっていたためであった。それまでは給与から厚生年金保険料を控除されていない。」旨陳述し、当該同僚から提出された同年9月から53年12月までの期間の給与支払明細書において厚生年金保険料の控除は52年12月から始まっていることが確認できる。

さらに、申立人を記憶していない同僚についても、「昭和52年12月1日までは厚生年金保険及び健康保険には入っていなかった。それまでは給与から保険料も控除されていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 53 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、元夫の誘いで前職のB社退職後、すぐに入社し、申立期間を含め、一貫してC業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「社会保険台帳」及び「退職者処理台帳」を作成及び保管しており、従業員の入退社日及び厚生年金保険の資格得喪日を記録しているところ、当該両台帳の入退社日及び資格得喪日はオンライン記録と符合しており、申立人の申立期間に係る記録は無いとしている。

また、申立人が名前を挙げ、後に代表取締役になっていることが商業登記簿により確認できる者に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務に係る記憶までではないとしている。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者記録のある元従業員 29 人に文書照会を行い、11 人から回答を得たところ、3 人が申立人に係る記憶はあるとしているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る記憶までとする者は確認できなかった上、回答を得たC県の事業所勤務であったとする5人全員が、自身については、記憶する厚生年金保険の加入時期及び入社時期と厚生年金保険の被保険者記録が符合する旨回答している。

加えて、申立人は、その夫が先にA社に勤務しており、夫の誘いで同社に入社したと陳述しているところ、同社及びその関連会社であるB社において、申立人の夫に係る被保険者記録は無く、また、夫は死亡していることから事情照会できない。

さらに、A社における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 8 月 16 日から 60 年 12 月 31 日まで、A 社に勤務していた。しかし、年金事務所の記録では、同年 2 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 61 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 5 月 * 日に破産宣告を受けているため、商業登記から会社閉鎖時に登記されている代表取締役に対して、申立人の勤務及び厚生年金保険料控除について照会を行ったところ、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間、保険料控除及び勤務形態等について全く分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 12 人を抽出し照会を行ったところ、9 人から回答が有り、いずれも申立人を知っているとしているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることはできない。

さらに、企業年金連合会が B 厚生年金基金から引き継いだ厚生年金基金加入員台帳を見ると、申立人は昭和 57 年 8 月 16 日に資格を取得、60 年 2 月 1 日に資格を喪失と記録されており、オンライン記録における申立人の資格取得日及び資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社C営業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 46 年 5 月 1 日であるとの回答を受けた。
しかし、私は昭和 46 年 4 月 1 日から正社員としてA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る労働者名簿には、申立人のA社への入社日は昭和 46 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人の申立期間における勤務が確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存されていないため、申立人の申立期間における保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、B社提出の申立期間当時にA社に入社した同僚7人の労働者名簿における入社日と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格の取得日を突き合わせて調査したところ、4人は入社月と資格取得月が一致したものの、3人は入社月の翌月に被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社では必ずしも全ての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、上記労働者名簿による入社月の翌月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人のうち、連絡のとれた1人は、「私は、昭和 47 年 3 月 20 日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 4 月 1 日からとなっている。同年 3 月の保険料が控除されていたかについては分か

らない。」旨回答している。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険被保険者資格の取得日及び同社が加入しているD厚生年金基金における申立人の被保険者資格の取得日はいずれも昭和46年5月1日となっており、申立期間の被保険者記録は無い。

また、上記の被保険者名簿から申立期間当時に記録のある同僚12人に照会し、6人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできない上、回答の有った同僚のうち、申立人と同様に大学を卒業してA社に入社した同僚は、「私は、A社に昭和44年3月に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日からとなっている。同年3月及び4月の保険料控除については分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和 34 年 10 月 1 日に臨時社員として同社に入社し、35 年 9 月 29 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所には、昭和34年10月1日に臨時社員として入社し、継続して勤務していたと陳述しているところ、同日に入社した同職種の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社人事総務部は、「申立期間当時の臨時社員及び季節社員については、日雇健康保険の加入対象者であり、厚生年金保険には加入させていなかった。昭和35年5月1日から雇用期間が2か月を超える者について健康保険及び厚生年金保険に加入させるようになった。」旨回答している。

また、申立人は、A社B営業所における同僚として5人の氏名を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、全員の氏名が確認でき、そのうち、所在の確認できる3人に照会し、1人から回答が得られたが、当該同僚は、「自分も臨時社員として申立人と同じ昭和34年10月1日に入社したが、厚生年金保険の加入記録は35年5月1日からとなっている。」旨陳述しており、この記録は当該同僚のオンライン記録と一致している。

さらに、上記の被保険者名簿から、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同一日である被保険者のうち、所在の判明した8人に照会し、4人から回答が得

られたが、そのうち複数の同僚は、「厚生年金保険の加入記録は昭和 35 年 5 月 1 日からとなっているが、それ以前から勤務していた。」旨陳述している。

加えて、C健康保険組合は、「申立期間当時の臨時社員及び季節社員は当組合に加入しておらず、昭和 35 年 5 月 1 日から勤務が 2 か月を超える者について、同日付けで資格を取得させている経緯がある。」旨回答している。

また、上記の被保険者名簿において、記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から3年7月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されている。
しかし、私の記憶では、申立期間の給与の額に変動はなかったはずであり、申立期間の標準報酬月額の記録を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることに納得できない旨主張しているが、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、A社は、既に解散し、解散時の事業主は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は廃棄済みである。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、A社の解散時の事業主は、「申立期間当時の事業主であった私の父親が、『申立人は60歳になったが、賃金を下げて雇用を継続する。』と云っていたことを記憶している。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人が60歳になった時から約4か月後の平成元年*月の随時改定により、20万円から14万2,000円に変更されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚は、「申立期間の標準報酬月額が低いというのであれば、申立人の年金受給額と関係していると思う。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、上記標準報酬月額の随時改定が行われた翌月の平成元年12月以降について、

申立人に支給される老齢厚生年金のうち、基本額に係る支給割合が変更され、その結果、申立人の当該年金額が増額されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 25 日から 48 年 12 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月 25 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 24 日まで A 社及びその関連会社である B 社（現在は、C 社）に在籍し、在籍期間中は、同社が運営する E 営業所、F 営業所、G 営業所及び同社の関連会社である B 社の順に勤務していた。各事業所における勤務期間は記憶していないが、継続して勤務していたことに相違なく、途中で退職した記憶はない。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社 F 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①の期間中に被保険者資格を取得し、申立期間②の期間中に被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は、「私は、就職してから退職するまで G 営業所の寮に住んでいたが、申立人もその間は当該寮にいた。また、申立人の勤務先は、同営業所だけでなく、E 営業所及び F 営業所でも仕事をしていたと思う。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立期間①のうち一部の期間について、申立人は、同社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該事業所を昭和 46 年 11 月 24 日に離職していることが確認でき、当該離職日の記録は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）している上、A 社 F 営業所に係る前述の被保険者名簿か

ら、申立期間に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚についても、雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日は整合していることが確認できる。

また、A社F営業所に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、昭和46年11月25日の資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返」の表示が確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

さらに、A社F営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に在籍が確認できる同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった上、A社は、平成9年10月*日に設立認可の取消しにより解散し、同年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、前述のG営業所の寮に申立人が住んでいたとする同僚の陳述内容から、また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年7月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚が、「私が入社した時、申立人は既に先輩として勤務していた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立期間のうち一部の期間について、申立人は、A社若しくは同社の関連会社であるB社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該事業所を昭和49年6月24日に離職していることが確認でき、当該離職日の記録は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合している上、A社F営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚についても、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は整合していることが確認できる。

また、A社F営業所に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、昭和49年6月25日の資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の表示が確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

さらに、A社F営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に在籍が確認できる同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことうかがわせる陳述は得られなかった上、前述のとおり、同社は解散し、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

一方、B社に係る前述の被保険者名簿によると、同社は、申立人が資格を取得した日と同日の昭和50年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の申立期間当時の経営者は、既に死亡しており、C社の現在の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していない。」旨陳述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料並びに周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、A社及びB社との関連がうかがえる他の事業所に係る記録等を確認したが、申立人の被保険者記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12244 (事案 7449 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 54 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 42 年 7 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されているとの回答を受け、年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたものの、当該申立期間のうち、給与明細書において確認できる保険料控除額がオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を上回った一部期間(32 か月)の記録の訂正しか認められなかった。

しかし、これほどの長期間にわたり事業主が不当に低く届け出た標準報酬月額が正しく訂正されないまま現在に至ってしまった原因は、社会保険事務所(当時)が適用事業所への事務処理の確認・指導を適切に行わなかったこと、及び被保険者への標準報酬月額の確認通知を行わなかったことにある。社会保険事務所が本来の役割を果たしていれば、保険料徴収の時効が到来するより前に正しい標準報酬月額に訂正されていたはずであり、当該訂正の機会が失われた責任は、国及び社会保険事務所にあるので、申立期間の標準報酬月額を本来の給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立て(申立期間は、昭和 42 年 7 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで)については、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 1 月 1 日までの

期間、同年2月1日から同年7月1日までの期間、52年9月1日から53年1月1日までの期間及び同年2月1日から54年10月1日までの期間に係る年金記録の訂正が必要であるが、i) 申立期間のうち、48年5月1日から50年10月1日までの期間、51年1月1日から同年2月1日までの期間、同年7月1日から52年9月1日までの期間、53年1月1日から同年2月1日までの期間、54年10月1日から58年5月1日までの期間、同年6月1日から59年7月1日までの期間、平成3年1月1日から同年2月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年12月1日から4年1月1日までの期間、同年6月1日から5年2月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び6年1月1日から同年5月1日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致するか又はこれよりも低く記録されていることから、ii) 申立期間のうち、昭和42年7月1日から48年5月1日までの期間、58年5月1日から同年6月1日までの期間、59年7月1日から平成3年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年12月1日までの期間、4年1月1日から同年6月1日までの期間、5年2月1日から同年3月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から6年1月1日までの期間及び同年5月1日から7年10月1日までの期間については、保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料等が無いほか、オンライン記録において、申立人の当該期間における標準報酬月額が遡って訂正された事跡は見当たらないことなどから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、22年8月27日付けで年金記録の一部訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の社会保険事務所が、事業主に対する指導及び申立人に対する標準報酬月額に係る情報提供を行わなかったことから、申立期間の標準報酬月額がその主張する標準報酬月額に訂正される機会を失ったとして、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正するよう主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による標準報酬月額に係る記録訂正のあっせんについては、申立期間における標準報酬月額の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて社会保険事務所の事務事業自体の適法性の有無を判断するものではないため、申立人の主張は認められない。

また、当委員会において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるところ、申立期間のうち、申立人提出の給与明細書において厚生年金保険料控除額が確認できる期間については、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる上、申立期間のうち、保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料が無い期間については、申立人からは、今回の申立てにおいて、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料等の提出はない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。私は、申立期間においても、その前後の期間と同様に 41 万円以上の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社に係るオンライン記録から、申立期間に同社での被保険者記録が確認でき、所在が判明した 11 人に照会したところ、回答が得られた 8 人のうち、申立人と同様に申立期間の標準報酬月額が前後の期間より 1 等級引き下げられていることが確認できる申立人と同職種（B職）とする 1 人及び申立人と別職種（C職）であるものの、標準報酬月額の引下げ期間が確認できる 1 人を含む、自身の給与額を記憶しているとする 6 人は、「A社に勤務した期間の標準報酬月額の記録は、実際の給与支給額とほぼ一致しており、自身の標準報酬月額の記録に不審な点はない。」旨陳述している。

また、申立人と同職種とする前述の 1 人は、「B職は、3 月決算処理のため、毎年 5 月と 6 月の残業時間が多くなっていた。私の標準報酬月額が下がったのは、前年に比べて残業代が下がったためだと思うし、1 等級程度の標準報酬月額の増減があっても不自然ではないと思う。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳、社会保険関係の届出書類等の関係資料は残存しないが、当社は、年金事務所の記録どおりの標準報酬月額に

係る届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。」旨回答しており、前述の6人のうち1人が所持する昭和63年8月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、A社が加入する健康保険組合及び厚生年金基金での申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人主張の標準報酬月額を基に事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から 16 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社での私の給与額は 47 万円であったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（20 万円）が実際の給与支給額（47 万円）より低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立期間のうち、平成 14 年 8 月から同年 12 月までの期間について、B市提出の申立人に係る「平成 15 年度 市・県民税課税台帳一覧表」において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの給与収入金額の 237 万 5,000 円及び社会保険料控除額の 31 万 6,290 円は、申立人が主張する給与収入金額の 564 万円（47 万円×12 月）及び標準報酬月額 47 万円に基づく社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料）控除額の 75 万 9,226 円（6 万 3,308 円×2 月＋6 万 3,261 円×10 月）を大幅に下回っている。

また、申立期間のうち、平成 15 年 1 月から 16 年 1 月までの期間について、B市提出の申立人に係る平成 16 年度及び 17 年度分の「市民税・県民税申告書」から、申立人は、平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 16 年 1 月から同年 12 月までの期間の所得金額を 0 円で申告していることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間において同社の代表取締役（平成 10 年 12 月 * 日に就任）であったことが確認できる上、同社に係る滞納処分票を見ると、同社は、申立期間において保険料を滞納しており、申立人自身が滞納保険料の納付に関する協議を社会保険事務所（当時）と行っ

ていることを示す記述が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変及減額訂正等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。私と同時期に同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成3年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の子は、「A社の事業主であった私の父は、平成3年頃に事業を廃業した。当時の資料は無く、父は14年前に他界しており、母及び祖父母等も全て他界しているため、当時の事情は不明である。また、私は、会社勤めをしていたので、同社の事業には関わっていなかった。」旨回答しているため、元事業主等から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、A社に係るオンライン記録に氏名が確認できる元従業員が、自身と同一グループの同僚として名前を挙げた者は、同社での被保険者記録が確認できない上、オンライン記録から、昭和62年7月1日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、A社に入社した昭和60年頃には、厚生年金保険に加入していなかった。しばらくしてから、給料をもらうたびに社長の奥さんから厚生年金保険に加入しないかと言われたので加入することにし、給与の手取額が減ったことを記憶している。」旨陳述していること

から、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係るオンライン記録には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同記録に不自然さは見られない上、同記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。